

日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士制度施行細則

第1条 日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士規程（以下「規程」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運用する。

第2条 規程第5条に定める詳細に関しては、以下の通りとする。

- (1) 日本国歯科医師免許（写）、日本国歯科技工士免許（写）は、各々の免許証の写メを取り、取得年月日を記入する。
- (2) 履歴書は申し込みサイトにあるフォームに記載
- (3) 学術大会に参加していれば、申し込みサイトの問いに を入れる。学術大会参加年度を記入。（わかる範囲で記入。事務局にてチェックする。）
- (4) 「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」の受講期間は、「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」を受講していれば、申し込みサイトの問いに を入れる。（「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」に申し込み、受講している記録の管理は研修会事務局で行っているため、受講期間等は申請時に研修会事務局で確認する。）
- (5) 臨床ケースとは、「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」の内容に即した臨床ケースとする。

【歯科医師】

「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」で示す診断・治療基準に留意して行ったケースを3症例提出する。いずれも、術前・術中・術直後・術後（原則として1年以上）の口腔内写真、エックス線写真、筋・顎関節の触診記録を添付する。

顎頭運動経路記録、もしくはゴシックアーチ描記記録の添付が望ましい。

なお、上下顎全部床義歯のケースは1症例までとする。

【歯科技工士】

「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」で示す診断・治療基準に留意して行ったケースを3症例提出する。いずれも、技工装置製作過程の写真を添付する。なお、術前・術中・術直後の口腔内写真、エックス線写真、筋・顎関節の触診記録、ならびに顎頭運動経路記録、もしくはゴシックアーチ描記記録の添付が望ましい。

なお、上下顎全部床義歯のケースは1症例までとする。

第3条 規程10条に定める申請に関しては、以下の通りとする。

- (1) 登録以降の学術大会への1回以上の参加に関しては、学術大会に参加していれば、申し込みサイトの問いに を入れ、学術大会参加年度を記入。（わかる範囲で記入。事務局にてチェックする。）

- (2) 認定期間中の「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」に関しては、「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」を再聴講（オブザーバー受講）していれば、申し込みサイトの問いに を入れ、受講期間を記入。（「日本臨床歯科補綴研修会の WEB コース」に申し込み、受講している記録の管理は研修会事務局で行っているため、受講期間等は申請時に研修会事務局で確認する。）

第4条 規程第 5 条、第 7 条および第 10 条に定める専門医・専門歯科技工士の審査・登録・更新に係る費用は以下の通りとする。既納された費用は、如何なる理由があっても返還しないものとする。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 専門医・専門歯科技工士審査料 | 1 万円 |
| (2) 専門医・専門歯科技工士登録料 | 3 万円 |
| (3) 専門医・専門歯科技工士更新審査・登録料 | 2 万円 |

第5条 規程第 16 条、第 17 条に定める指導医・指導歯科技工士の審査・登録・更新に係る費用は以下の通りとする。既納された費用は、如何なる理由があっても返還しないものとする。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 指導医・指導歯科技工士登録料 | 3 万円 |
| (2) 指導医・指導歯科技工士更新審査・登録料 | 1 万円 |

第 6 条 この制度の実施・運営に当たり、財務は学会会計担当が行う。

第 7 条 この細則の改定については、専門医・専門歯科技工士認定委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1、この細則は、2017 年 4 月 1 日より施行する。
- 2、この細則は、2018 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 3、この細則は、2026 年 4 月 1 日より一部改正する。